

湯沢町保健医療センター概要（令和7年度版）

【保健医療センター建設の経緯】

- 昭和 32 年 湯沢町国民健康保険診療所開設（6床、内科、産婦人科）
- 昭和 36 年 17 床に増床
- 昭和 50 年 診療所改築（鉄筋コンクリート造3階、19床に増床）
- 平成 3 年 総合福祉センター完成。同センターに社会福祉協議会事務所移設。
（社協：デイサービス、ショートステイ、ヘルパー派遣事業開始）
- 平成 6 年 総合福祉センターに「在宅介護支援センター」開設
- 平成 8 年 自治医科大学に医師派遣要請
- 平成 10 年 社団法人地域医療振興協会に保健医療センター基本構想策定委託
町立病院に健康増進施設を併設する基本構想報告
- 平成 11 年 保健医療センター管理運営の公設民営方式の検討
病院建築基本設計コンペ実施
- 平成 12 年 町民説明会実施。実施設計に着手
病院開設の県知事許可
総合福祉センターに「居宅介護支援事業所」開設
- 平成 13 年 地域医療振興協会より医師派遣開始
病院開設準備室設置
保健医療センター建設工事、総合福祉センター改修工事着手
- 平成 14 年 保健医療センター、健康増進施設完成、総合福祉センター改修終了
保健医療センター管理運営委託契約締結（契約先：地域医療振興協会）
8 月 保健医療センター開院
12 月 総合福祉センターに福祉保健課、保健センター移設
- 平成 18 年 9 月 指定管理者制度（代行制）による運営に移行
- 平成 20 年 4 月 利用料金制へ移行
10 月 電子カルテ稼働
- 平成 23 年 指定管理協定更新（締結先：地域医療振興協会）
- 平成 26 年 10 月 電子カルテ更新
- 平成 28 年 指定管理協定更新（締結先：地域医療振興協会）
- 平成 30 年 7 月 医用画像管理システム導入
- 令和 2 年 一般病棟 40 床を地域包括ケア病棟へ転換
- 令和 3 年 指定管理協定更新（締結先：地域医療振興協会）
- 令和 5 年 3 月 電子カルテ更新
- 令和 5 年 12 月 療養病棟 50 床を介護医療院 40 床へ転換、
湯沢介護医療院「ゆきざくら」開院
- 令和 7 年 8 月 医用画像管理システム更新

【保健医療センターの建設費用等】

規模等

敷地面積 7,475 m² 延床面積 10,090 m²（内駐車場 2,868 m²）

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下 1 階地上 4 階 免震構造

建設費

建設工事費（本体、機械設備、電気設備）	2,131,698 千円
設計監理費（実施設計、工事監理）	98,503 千円
医療機器等備品	551,446 千円
その他（開設準備、その他）	76,569 千円
総額	2,858,216 千円

財 源

国庫補助金	81,275 千円
県補助金	19,412 千円
起債	300,000 千円
一般財源	2,457,529 千円
計	2,858,216 千円

その他

用地費は、約 12 億円（平成 12 年度、一般財源 100%）、合計 約 40 億円。
他に、総合福祉センターの改修費 199,178 千円。

【保健・医療・福祉一体型施設の運営】

医療、保健、福祉が一体となって、住民の健康をサポートする地域医療をめざして同じ敷地内に施設を建設し連携を高めています。

■湯沢病院（充実の医療体制、リハビリ施設、介護医療院）

外来診察、入院、リハビリ（訪問含）、手術、健康診断、健康相談、往診、予防接種、救急外来、病児・病後児保育、出張診療等

■健康増進施設（温泉、温水プールを通じて、健康をサポート）

人間ドック、特定健診、基本健診、予防接種、介護予防事業、健康増進事業

■総合福祉センター（保健と福祉の中心となって、町民の健康を支えます）

・保健センター

予防接種事業、合同検診事業、婦人科検診事業、医療費助成事業、各種健康教室事業、献血推進事業

・地域包括支援センター

介護予防事業（温水健康体操、けんこつ体操）、総合相談支援事業、介護予防ケアマネジメント

・湯沢町社会福祉協議会

地域福祉事業、訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業

【病院の運営について】

湯沢町保健医療センターは指定管理者制度により運営されています。土地・建物・医療機器等は湯沢町の所有で、公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者としています。

■病床数等

病床数	一般病棟（地域包括ケア）40 床、介護医療院 40 床
診療科	6 診療科（総合診療科、小児科、整形外科、眼科、歯科、外科） 人間ドック、各種検診、各種予防接種、リハビリ、訪問診療など
その他	救急告示病院 協力型臨床研修病院 DPC 対象病院

■病院の経理

従前の代行制では、町の病院事業会計が、診療収益を一旦受け入れ、その同額を指定管理料として指定管理者に支払っていましたが、平成 20 年 4 月から利用料金制へ移行したため、現在は直接指定管理者に収受されています。

その他、政策的医療の実施に伴う負担金（休日夜間診療など不採算部門の診療）を、経営健全化交付金（1 億 4 千万円）として支払います。

病院運営の経費等は指定管理者が負担しますが、減価償却費、建物や医療機器、備品の修繕・購入等で高額なものは町の病院事業会計の中で執行します。

※指定管理者制度

それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、営利企業や財団法人など、法人その他の団体に代行させることができる制度。

※利用料金制

診療収入について指定管理者の収入とすることができる制度。町を介さず指定管理者が直接収入することで、代行制に比べ双方の事務が大幅に軽減されます。

※代行制

医業収益等の収入を全て地方公共団体で収受し、その後管理運営に必要な経費として指定管理者へ支払う制度。一旦町を介することで、双方に相当の事務量が発生します。

【人員配置】（令和 7 年 4 月 1 日現在）

■部門別人員数（常勤）

医師・歯科医師	9 人
看護部門	55 人
薬剤部門	2 人
事務部門	17 人
栄養部門	3 人
放射線部門	2 人
臨床検査部門	3 人
その他	14 人
計	105 人

■診療科別医師人員（含非常勤）

総合診療科	8 人
小児科	1 人（非常勤）
整形外科	3 人（非常勤）
眼科	3 人（非常勤）
歯科	2 人（内非常勤 1 人）
合計	17 人（内非常勤 8 人）

■公益社団法人 地域医療振興協会の紹介

地域医療振興協会は、「いついかなる時でも医療を受けられる安心を、すべての地域の方々に届けたい」という信念のもと、へき地医療に実績のある医師、あるいはその趣旨に賛同する医師 1,298 人を含め 9,777 人の職員（令和 7 年 4 月 1 日現在）で組織され、全国各地で医療に恵まれないへき地等における医療の確保と向上、および地域住民の福祉の増進を図るために活動を行っている公益社団法人です。

地域医療振興協会が直営あるいは委託を受け運営している病院・保健福祉施設は看護学校を含め全国各地に 88 施設あり、住民福祉の向上と地域の振興に大きく寄与しています。

《関係施設》

さいたま看護専門学校（H24. 4 月 開校）

今泉記念館ゆきあかり診療所（H25.10 月 開院）